

大和市障害福祉センター松風園

指定管理者募集要項

(指定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日)

大和市 健康福祉部 障がい福祉課

大和市鶴間一丁目31番7号

電 話 046-260-5665

FAX 046-262-0999

電子メール ke_shoug@city.yamato.lg.jp

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

本市は、大和市障害福祉センター松風園（以下、「松風園」という。）を本市の障がい福祉の中核的な存在と位置づけ、障がい児者の通所施設として運営し、専門的療育の向上を図るとともに、重度の障がいのある方の受け入れを行っています。

平成17年から地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者制度を導入し、松風園の管理運営を委任してきました。令和7年3月末日をもって現指定管理期間が満了となることから、次期の指定管理者を公募します。なお、選定にあたっては、応募する法人等から具体的な提案をいただく、企画提案方式を採用します。

(2) 施設の概要

(ア) 名称

大和市障害福祉センター松風園

(イ) 所在地

大和市西鶴間二丁目24番1号

(ウ) 機能・定員

施設	機能	定員
第1松風園	児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターが行う事業を実施すること。	30名
第2松風園	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護事業を実施すること。	45名

(エ) 建物概要

	施設名とその設備内容		
建築面積 (㎡)	第1松風園	313.78	指導室5・プレイルーム・医務室・浴室 等
	第2松風園	628.18	指導室6・食堂・医務室 等
	共有部分	1,028.60	事務室・研修室・面接室・調理室・理学療法室・屋内訓練室 等
	計	1,970.56	
構造	鉄筋コンクリート2階建て一部地下（機械室）		
敷地面積	2,962.78㎡		

参考：大規模修繕の状況

年度	工事等の概要	事業費
平成10年度	空調設備改修工事（機械設備・電気設備・建築他）	112,531,817円
平成15年度	屋上防水フェンス改修、駐車場整備改修、プール改修	31,532,998円
平成16年度	施設改修工事 各指導室（1階）	55,973,400円
平成17年度	施設改修工事 各指導室・トイレ（2階）、調理室等（1階）	32,922,750円
平成26年度	エレベーター改修工事	16,740,000円
平成27年度	外壁塗装改修工事	19,584,720円
平成28年度	受水槽交換工事	4,540,320円
令和2～3年度	空調設備改修工事（機械設備・電気設備・建築他）	200,970,178円
令和4年度	園庭整備	23,298,000円
令和5年度	非常放送設備工事	5,636,400円

※上記の他、令和6年度に屋上防水工事を予定しています。

2. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務

- (ア) 第1 松風園に関する業務（児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターが行う事業）
- (イ) 第2 松風園に関する業務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護事業）
- (ウ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) 前 3 号に掲げるもののほか、松風園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(2) 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 指定管理料

指定管理に要する費用は、障害児通所給付費、介護給付費等、大和市障害福祉センター松風園条例（以下、「松風園条例」という。）第 23 条に規定する利用料金及び市からの指定管理料を基本とします。指定管理料は、令和 7 年度から令和 11 年度まで同額です。

募集にあたり、市が提示する指定管理料の年度上限額は、85,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）です。これは上限額ですので、法人等の独自の経営判断による指定管理料を収支予算書において提示してください。上記金額を超えた額を提案すると失格となりますのでご注意ください。

指定管理料は、加配分の職員人件費相当額、第 1 松風園の通園バス（1 台分）送迎に関する費用、小規模修繕費用及び建築基準法第 12 条に基づく法定点検費用として見込んでいます。なお、電気、ガス、水道料金、通信費、施設維持管理業務、通園バス 1 台分等の諸経費は、障害児通所給付費、介護給付費等及び利用者負担金から賄ってください。ただし、30 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の老朽化による修繕、または予見できる修繕は市が負担します。

また、指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

※仕様などの変更または指定期間中の工事等による休館等により協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

※施設内に設置されている自動販売機に関する収入は指定管理者の収入とはなりませんので、指定管理料（提案額）の積算において算入しないようご注意ください。

(4) 管理の基準

(ア) 開園時間

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時

土曜日 午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て開園時間を変更することができます。

(イ) 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までです。

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て休園日を変更することができます。

(ウ) 職員等の配置

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 7 号）（以下、「通所支援事業県基準条例」という。）及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 9 号）（以下、「障害福祉サービス県基準条例」という。）に基づく人員配置を満たした上で、下記の表に定める配置内容を満たす人員を配置してください。また支援目的に合った専門職員の確保に努めてください。

（次ページに続く）

部門	職	配置内容
第1 松風園	児童指導員、 保育士等	おおむね障がい児の数を4で除して得た数(通所支援事業県基準条例に基づき算定)に、常勤換算で6.5人を加えた数。うち4人以上を常勤職員とする。
	機能訓練担当職員 (理学療法士又は 作業療法士)	年92日×6時間(年552時間)以上 ※年末年始、夏季休業期間を除く月8日を想定
	看護職員	開園日数×6時間以上
	相談支援専門員	年138日×6時間(年828時間)以上 ※年末年始、夏季休業期間を除く月12日を想定
	臨床心理士	年92日×6時間(年552時間)以上 ※年末年始、夏季休業期間を除く月8日を想定
第2 松風園	生活支援員	常勤換算で利用者数を3で除した数(障害福祉サービス県基準条例に基づき算定)(看護職員、理学療法士又は作業療法士を含む)うち8人以上は常勤職員とする。
兼務	臨床心理士	年46日×6時間(年276時間)以上 ※年末年始、夏季休業期間を除く月4日を想定
	栄養士	1人以上

(5) 業務委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して他に委託し、また請け負わせることはできません。再委託できる業務の範囲は次のとおりとします。

＜再委託できる業務の範囲＞

- (ア) 昇降機保守点検
- (イ) 消防用設備保守点検
- (ウ) 自動ドア保守点検
- (エ) 空調設備保守点検
- (オ) 非常用放送設備保守点検
- (カ) 建物の技術的点検確認(建築基準法第12条に基づく法定点検を含む)
- (キ) 施設警備
- (ク) 日常清掃
- (ケ) 定期清掃
- (コ) 特別清掃
- (サ) 車両による利用者の送迎
- (シ) 遊具点検

(6) 指定管理業務の引継ぎ

指定管理者変更等にかかる業務の引継ぎについては、市議会の議決後に現指定管理者と次期指定管理者、市との三者による協議を行い、次期指定管理者と協定を締結するまでの間、具体的には令和7年1月6日から令和7年3月31日までの間に行い、完了するものとします。なお、引継ぎに係る費用は、現指定管理者と次期指定管理者の双方で負担するものとします。

引継ぎに際しては、現在松風園を利用している方々の生活の継続性を尊重してください。また、事業の継続性を確保するため、現指定管理者に雇用されている職員の雇用に努めてください。

(7) モニタリングの実施

市は、当該施設の円滑な運営を確保し、指定管理業務の実施状況を把握するため定期または随時にモニタリングを実施します。指定管理者が仕様書等に定める管理の基準を満たしていないと認めるときは、市は改善勧告を行い、指定管理者がこれに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。また、市の監査委員が必要と認める時は、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

指定管理者は、施設の管理運営が施設の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、定期的に点検し、自己評価を行うとともに、指定管理期間中に「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の認証を受けた第三者評価機関による評価を定期的に受検してください。

(8) リスク分担 ○：主負担 △：従負担

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
周辺地域・市民及び施設利用者への対応	事業に対する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運営業務内容に対する市民及び施設利用者からの反対、要望、訴訟への対応	△	○
	地域との協調		○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）税率等の変更	協議	
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協議	
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件あたり30万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件あたり30万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもので、上記以外のもの	○	
	上記以外のもの	協議	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの、及び自主事業により損害を与えたもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協議	
需要変動	利用者の増減に伴う指定管理者の収益の増減		○
	ただし、運営に影響を及ぼす利用者減少で管理者の責めに帰すことのできないもの	協議	
情報の保護	管理者が知り得た情報の漏えい		○

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
債務不履行	管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	指定期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○
災害時の対応	待機体制の確保、調査、報告、応急措置		○

(9) その他

福祉避難所の運営支援要請に対し協力すること。また、災害発生時の他施設の状況等により、福祉避難所以外の応急対策活動拠点としての運営支援要請に対し協力するよう努めること。

3. 申し込みの手続き

(1) 応募資格

社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人又はこれと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体（以下、「法人等」という。）で、その法人等またはその代表者が次の事項に該当しないこと。

- (ア) 法律行為を行う能力を有しない者であること
- (イ) 破産者で復権を得ない者であること
- (ウ) 国税及び地方税等を滞納している者であること
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により再生手続きをしている者であること
- (オ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者であること
- (カ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること
- (キ) 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第 2 条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること
- (ク) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項により、2 年以内に指定の取り消しを受けた者であること
- (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- (コ) 大和市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 4 号）第 2 条第 5 項に掲げる暴力団経営支配法人等であること
- (サ) 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）
- (シ) 共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は応募時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時まで代表団体及び責任分担を明確に定めた組織契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができない

こと。

- (ス) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)第 49 条及び第 50 条並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 16 及び第 24 条の 17 に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づく行政上の措置を過去 3 年の間に受けたことがある者

(2) 募集要項の配布

(ア) 配布場所

大和市鶴間 1-31-7 保健福祉センター 5 階 大和市役所障がい福祉課

(イ) 郵送の対応

郵送は行っておりませんが、大和市のホームページからダウンロードすることができます。

URL <http://www.city.yamato.lg.jp/>

(ウ) 配布日時

令和 6 年 8 月 1 日(木) から令和 6 年 9 月 19 日(木) まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く)

(3) 提出書類

申込みの際には次の書類を提出してください。

(ア) 指定管理者指定申込書(別記様式・第 8 条関係)

(イ) 指定管理者指定申込みに係る誓約書(様式 1)

(ウ) 申込み法人等の概要(別紙参照)

(エ) 企画提案書・事業計画書(別紙参照)

(オ) 企画提案書・収支見込書(様式 2)

(カ) 法人等の概要を示す書類

①規約、定款、寄付行為、法人等の財産目録、その他これらに準ずる書類

②法人等の役員名簿及び経歴の分かる書類

③登記事項証明書(提出日において発行の日から 3 か月以内のもの)

④法務局が発行した代表者の印鑑証明書(提出日において発行の日から 3 か月以内のもの)

⑤法人等の令和 6 年度の収支予算書・事業計画書及び令和 5 年度の収支決算書・事業報告書(経営実績が 3 か年に満たない法人等にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類)

⑥法人等の最近 3 年間の納税証明書又は未納のないことの証明書

(納税証明書又は未納のないことの証明書については、法人等とその代表者のみ提出を求めます。課税されていない場合は、その理由を記した書面を提出してください。なお、大和市分については、(イ)の「指定管理者指定申込みに係る誓約書」により『市による納付状況を確認について同意』をいただいているため、市が直接確認しますので当該証明書の提出は不要です。)

⑦応募者資格に係る各法令等に基づき事業者の指定を受けた指定通知書の写し

⑧直近 3 年間の監査結果資料(内部監査・外部監査・障がいサービス評価など)

⑨その他法人等の概要がわかるもの(パンフレット等)

※ 提出部数 正本 1 部 副本 20 部(上記各証明書は、正本のみに添付してください。)

※ 提出いただいた書類は、一切お返しいたしません。

※ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※ 提出された書類は、選定の目的以外で使用することはありません。

※ やむを得ず提出できない書類がある場合には、提出できない理由を付しそれに類する書類を提出するか、提出できない理由を記した書類を提出してください。

※ (ア) から (オ) の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

URL <http://www.city.yamato.lg.jp/>

(4) 応募者説明会

令和6年8月16日(金) 午後4時から

場所 大和市障害福祉センター松風園

※4日前までに障がい福祉課へ電話でお申し込みください。また、駐車スペースが少ないため、車でのご来園はご遠慮ください。

(5) 質問の受付

質問は説明会のほか、下記の期間に限り電子メールでも受け付けます。なお、質問と回答の概要をホームページで公開します。

電子メール受付期間 令和6年8月1日(木) から令和6年8月23日(金) まで

電子メール回答期日 令和6年8月30日(金)

(6) 提出方法

(ア) 提出期間

令和6年8月1日(木) から令和6年9月19日(木) まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出場所

障がい福祉課(大和市鶴間1-31-7 保健福祉センター5階)

4. 選定等の基準

(1) 選定方法

松風園条例第9条に基づく指定管理者の候補者の選定は、大和市障害福祉センター松風園の指定管理者選定委員会において候補者を選定し、市長が決定します。

(2) 選定基準

松風園条例第9条に基づき、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

- ① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又はこれと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体であること。
- ② 松風園を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ③ 松風園の効用を最大限に発揮するものであること。
- ④ 松風園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ⑤ 松風園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあること。
- ⑥ その他市長が別に定める基準

(3) 審査会

指定管理者の候補者の審査は、大和市障害福祉センター松風園の指定管理者選定委員会が行います。

日時：令和6年10月8日(火) 午後2時から

場所：大和市保健福祉センター 5階 501会議室

企画提案説明：申込団体による企画提案説明(プレゼンテーション)

1団体あたり説明時間30分以内、出席者は3名まで

※審査会は公開します。ただし、審議過程については非公開とします。

(4) 選定結果の通知

申込み団体のすべてに、選定結果を令和6年10月31日(木)までに通知します。

5. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項による議会の議決を経た後、市長が指定します。

(2) 指定の年月日

令和7年4月1日

(3) 協定の締結

指定期間、管理業務、指定管理料等について、協定を締結します。

6. スケジュール

日 程		内 容
令和6年	8月1日	公募公告
	8月1日～9月19日	募集要項配布及び申込み期間
	8月16日	全体説明会
	8月1日～23日	メールによる質問受付
	10月8日	選定審査会及び企画提案説明
	10月31日まで	選定結果の通知
	12月	指定に関する議会の議決・協定書作成
令和7年	1月6日～3月31日	引継ぎ（現・次期指定管理者、市による協議後）
	4月1日	指定管理者の指定

7. 提出先及び問い合わせ先

大和市健康福祉部障がい福祉課

〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 保健福祉センター5階

電話 046-260-5665

指定管理者指定申込書

年 月 日

大和市長 あて

所在地 _____

申込者 法人等名称 _____

代表者氏名 _____

大和市障害福祉センター松風園の指定管理者の指定を受けたいので、申し込みます。

■添付書類

1. 指定管理者指定申込みに係る誓約書（様式1）
2. 申込み法人等の概要
3. 企画提案書・事業計画書
4. 企画提案書・収支見込書（様式2）
5. 申込み法人等の財産目録
6. 規約、定款、寄付行為、その他これらに準ずる書類
7. 法人等の役員名簿及び経歴の分かる書類
8. 登記事項証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）
9. 法務局が発行した代表者の印鑑証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
10. 法人等の令和6年度の収支予算書・事業計画書及び令和5年度の収支決算書・事業報告書（経営実績が3か年に満たない法人等にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）
11. 法人等の最近3年間の納税証明書及び未納のないことの証明書
12. 応募者資格に係る各法令等に基づき事業者の指定を受けた指定通知書の写し
13. 直近3年間の監査等結果資料（内部監査・外部監査・障がいサービス評価など）
14. その他法人等の概要がわかるもの（パンフレット等）

(様式 1)

指定管理者指定申込みに係る誓約書

年 月 日

大和市長 あて

所在地

法人等名称

代表者氏名

大和市障害福祉センター松風園の指定管理者の申込みに際し、下記を誓約するとともに市による市税等の納付状況を確認についても同意します。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、申込み者がそれまでに費やした費用を賠償することなく、市が申込みを一方的に破棄する権利を有することに合意します。

1. 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人又はこれと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であって、その法人等またはその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者であること
 - (イ) 破産者で復権を得ない者であること
 - (ウ) 国税及び地方税等を滞納している者であること
 - (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により再生手続きをしている者であること
 - (オ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者であること
 - (カ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること
 - (キ) 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第 2 条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること
 - (ク) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項により、2 年以内に指定の取消しを受けた者であること
 - (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
 - (コ) 大和市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 4 号）第 2 条第 5 項に掲げる暴力団経営支配法人等であること
 - (サ) 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）
 - (シ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）第 49 条及び第 50 条並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 16 及び第 24 条の 17 に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づく行政上の措置を過去 3 年の間に受けたことがある者
2. 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員に接触しないこと。
3. 応募書類に虚偽の記載がないこと。

(様式2)

企画提案書・収支見込書

(単位：円)

収入	事業	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第1 松風園	障害児通所給付費収入					
		利用者負担金収入					
		計					
	第2 松風園	介護給付費収入					
		利用者負担金収入					
		計					
	収入計①						

支出	事業	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第1 松風園	人件費支出					
		事務費支出					
		事業費支出					
		その他支出					
		計					
	第2 松風園	人件費支出					
		事務費支出					
		事業費支出					
		その他支出					
		計					
	支出計②						

※上記には、生産活動、指定管理料、自主事業に係る収支は記入しないでください。

※記入欄が不足する場合は、行を追加するか別紙を添付してください。

※支出は、別紙「支出内訳書」に事業ごと（第1松風園、第2松風園）に詳細を記入してください。

収支差額（①－②）					
提案指定管理料③（毎年度同額）					
「①－②＋③」の金額					

(様式2別紙)

支出内訳書

事業名 _____ ※記入欄が不足する場合は、行を追加するか別様式にて作成し提出してください。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	5年間合計	備 考
人件費							
職員俸給							
職員諸手当							
非常勤職員給与							
退職共済掛金							
法定福利費							
その他 ()							
事務費							
福利厚生費							
旅費交通費							
研修費							
消耗品費							
器具什器費							
印刷製本費							
水道光熱費							
燃料費							
修繕費							
通信運搬費							
会議費							
広報費							
業務委託費							
手数料							
損害保険料							
賃借料							
租税公課							
渉外費							
諸会費							
雑費							
その他 ()							
事業費							
給食費							
保健衛生費							
被服費							
教養娯楽費							
日用品費							
水道光熱費							
消耗品費							
器具什器費							
医療費							
雑費							
その他 ()							
その他							
()							
支出合計							

(別紙)

＜申込み法人等の概要＞

- ・ 次の各項目について作成してください。
- ・ 必要に応じパンフレットなどを添付してください。
- ・ 各項目に当てはまらないことがある場合には、最後に「その他」として記載してください。

1. 法人等の名称
2. 所在地
3. 代表者
4. 基本財産
5. 設立年月日
6. 従業員数
7. 法人、事業の概要
8. 応募の理由・運営に対する思い

＜企画提案書・事業計画書＞

- ・ 1-1 から 4-9 までの順番で各項目に沿って作成してください。
- ・ 評価表に記載の「視点」に従って記入してください。
- ・ 各項目にあてはまらないことがある場合には、最後に「その他」として記載してください。

1. 利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

基本姿勢

- 1-1 松風園を運営するにあたっての基本的な考え方
- 1-2 障がい児に対するサービス提供についての考え方
- 1-3 障害者に対するサービスの考え方
- 1-4 人権についての考え方

平等性の確保

- 1-5 利用者の公平・平等な受け入れ、対応
- 1-6 支援困難な障がい児者の受け入れ
- 1-7 苦情、要望等の対応体制

評価の実施

- 1-8 自己や第三者などによる評価の実施

職員意見の反映

- 1-9 職員の意見の事業への反映

引き継ぎの体制

- 1-10 前指定管理者との引き継ぎ期間
- 1-11 前指定管理者との引き継ぎの人員体制

2. 松風園の効用を最大限に発揮するものであること。

利用者の特性に合わせたサービスの実施

- 2-1 利用者の障がい特性に合わせた支援計画の策定、見直し
- 2-2 重度・重複障がい者に対する支援
- 2-3 利用者の健康管理・医療的ケア
- 2-4 利用者に合わせて食事の提供

利用者の家族への支援

- 2-5 支援計画についての、家族の意見の反映、定期的な確認
- 2-6 家族との情報交換・家族の支援

自主事業の実施

- 2-7 第1 松風園の機能を生かした効果的なサービス事業の実施
- 2-8 第2 松風園の機能を生かした効果的なサービス事業の実施

地域との連携

2-9 ボランティアの受け入れや行事の実施を通じた地域との交流

福祉ニーズ対応

2-10 地域における福祉ニーズへの対応

2-11 児童発達支援センターの中核的機能

3. 松風園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること。

緊急時の対応

3-1 災害発生時の対応（マニュアルの策定等）

3-2 事故防止のための取り組み（マニュアルの策定等）、リスクへの対応能力

個人情報保護

3-3 個人情報保護についての取り組み

開かれた運営

3-4 ホームページ等を利用した情報の公開

環境への取り組み

3-5 環境への取り組み

4. 松風園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

事業の収支

4-1 指定管理業務及び指定管理業務以外の収支計画

経費削減

4-2 経費削減の取り組み

人員の配置

4-3 職員の配置

4-4 支援目的に応じた専門職員の配置

4-5 経験のある職員の配置

4-6 支援内容等に応じた人材育成

団体の状況

4-7 財務状況

4-8 資産と負債の現況

4-9 類似施設の運営実績

参考 大和市環境方針

〔基本理念〕

私たちは、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくという大きな責務を担っています。

今こそ、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とした社会の構築を目指し、行動しなければなりません。

このため大和市は、「大和市環境を守り育てる基本条例」を施行し、環境保全活動を推進しておりますが、市民、事業者、行政が協働して地球環境の保全を積極的に推進する姿勢を大和市から発信するため、「環境立市大和」宣言をしました。これら条例や宣言の理念にもとづき、大和市役所環境マネジメントシステムを運用し、継続的な改善を図り、よりよい環境の保全と創造に努めます。

〔基本方針〕

大和市環境基本計画における望ましい環境像「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、大和市は職員自ら率先し、次の項目について重点的に展開を進めていきます。

1 省エネルギー、省資源及び廃棄物の発生抑制の推進

大和市の事務及び事業活動のすべての範囲において、エネルギー・資源の使用及び廃棄物の発生の削減に努めます。

2 環境に配慮した公共事業の推進

道路、下水道、公園、河川等の整備、公共施設の建設、下水や廃棄物の処理などの公共事業による環境影響の低減と環境に配慮した事業を推進します。

3 地球環境を守る取組みの推進

緊急の課題である地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応と大和市の生活環境や自然環境を保全するための事業を推進します。